

観光バス運行支援事業Q & A【令和2年7月20日時点】

Q 1 定員の2分の1以下とは具体的にどういうことか。

A 1 自動車検査証に記載の乗車定員（運転席、補助席を除く）の2分の1以下のことをいいます。これにバスガイド、通訳等は含めません。

Q 2 車検証の乗車定員が56人で、運転席・補助席（ガイド席含む）計11席の車両の場合、車両定員45人、対策後の定員23人でよろしいか。

A 2 お見込みのとおりです。

Q 3 20人前後が乗車する場合等、小型1台→小型2台ではなく、大型1台といったような形で対策する場合も対象となるのか。

A 3 車両規模を大きくし、乗車定員の2分の1以下で運行する場合は補助対象となります。

Q 4 60人程度の乗車の場合、通常大型2台で運行するところ、倍の大型4台ではなく大型3台でも補助対象となるか。（1台あたり20人で定員の2分の1以下となる）

A 4 乗車定員の2分の1以下で運行する場合は補助対象となります。

Q 5 遠足や社員研修は対象に含まれるのか。

A 5 行程内に岩手県の観光スポットが含まれていれば対象となります。路線バス、スクールバスや首都圏への高速バスなど、観光を目的としない運行は対象となりません。

Q 6 工場視察・社会科見学・部活動などの運行も対象外か。（1か所でも観光地に立ち寄るような場合は対象となるか）

A 6 当該補助金は観光バスの運行に係る経費の補助となるため、観光を目的としない運行は対象となりません。個別の事例については、お問い合わせ願います。

Q 7 ビニールや消毒液等の設置などに対する経費は対象とならないのか。

A 7 飛沫感染症防止のため座席配置を工夫するなど、日本バス協会が策定したガイドライン等に従い感染症対策を講じた観光バスの運行料金に対する補助となります。したがって、ビニールや消毒液等を設置すること自体にかかった経費に対する補助ではありません。

Q 8 2泊3日のツアーをバス2台で催行した場合はどう数えるのか。

Q 8 2台のバスが3日運行することになるので、6単位分が補助対象となります。なお、補助金は1日単位で計算しますので、運送申込書/運送引受書・乗車券は1日ごとに作成する、もしくは1日当たりの運行料金が分かる内訳書（任意様式）の添付をお願いします。

Q 9 岩手県外に本社を置くバス会社は対象とならないのか。

A 9 岩手県内に営業所があり、かつ、岩手県で登録されている車両を運行した場合に限り対象となります。岩手県内に営業所があるだけでは対象となりません。

Q10 「配車場所が岩手県内であること。」とはどういうことか。

A10 ここでいう「配車場所」とは、「観光バス運行の目的地」のことを指しています。例えば、乗客の乗車地や下車地が県外であっても、岩手県で登録されている車両を利用し、岩手県内の観光スポットが行程に含まれていれば、補助対象となります。

Q11 複数日のツアーの場合、1日目に岩手県内の観光地を回り、2日目に県外の観光地のみを回る場合、2日目は補助対象となるのか。

A11 お示しの行程の場合、補助対象となるのは1日目のみとなり、2日目は補助対象となりません。

Q12 補助金はツアー料金に価格転嫁させなければならないのか。

A12 補助金はツアー料金を通じて利用者の価格に転嫁させるようにしてください。

Q13 補助対象経費に有料道路代・駐車場代・乗務員宿泊代・バスガイド料・手数料等の費用は含まれるのか。

A13 補助金の対象経費は一般貸切旅客自動車運送事業における「運賃・料金」のことを指します。そのため、有料道路代等の実費経費は対象となりません。

Q14 補助金の対象期間はいつまでか。

A14 期間は令和2年7月21日から令和2年9月30日までに運行した車両となります。

Q15 補助金はどのタイミングで支払われるのか。

A15 事業完了時にお支払いします。令和2年10月30日までに実績を様式に沿って報告してください。関係書類を審査した上で、補助金交付決定額を通知します。この通知が届き次第、様式の請求書にて補助金の請求をお願いします。

Q16 運行計画一覧表を作成するにあたり、現時点で予約等が入っていない場合でも、昨年度実績をもとに稼働計画等を作成することとしてよろしいか。

A16 今年度の運行計画書の作成に当たっては、今年度の申込状況や昨年度同時期の稼働状況を勘案して作成願います。

Q17 運行計画一覧表の稼働実績及び稼働計画の欄は、事業期間にあたる7月21日～9月30日分を記載すればよいか。

A17 お見込のとおりです。

Q18 事業期間経過後、補助金請求時に運行実績が運行計画に満たなかった場合どうなるか。

A18 運行実績をもって補助金を交付します。

Q19 運行実績が運行計画を超過した場合どうなるか。

A19 計画提出時の申請額が補助金交付上限額となるため、運行計画をもって補助金を交付します。

Q20 事業期間中、予定している運行が補助対象になるか、電話等で問合せし、確認することは可能か。(運行実施後、補助金請求時に補助対象外と判断されると、運賃の下限割れとなることが懸念される。実施前に確実に補助対象となるか確認したい)

A20 実施する事業が補助対象となるか疑義が生じた場合は、県観光・プロモーション室担当までお問い合わせください。

Q21 補助金請求時の必要書類等を見ると、「ツアー」に係る書類提出が前提となっているようだが、いわゆる「ツアー」に該当しない県民や企業等の団体旅行は「ツアー」と読み替えてよいか。

A21 読み替えて良いものとします。

Q22 交付要綱別表第2記載の「4 運行する予定の車両に関する自動車検査証」、「5 令和元年度の稼働実績日数を証する書面」、「6 会社定款の写し」、「7 直近の決算書の写し」等の書類について、申請期間が短い中、負担軽減のため不要とすることはできないか。また、これらの書類について、どのような目的で使用するのか。

A22 交付要綱において定めている提出書類は、補助金交付事務上必要な書類となりますので、提出をお願いします。

なお、提出書類の目的は以下のとおりです。

- ・「4 運行する予定の車両に関する自動車検査証」
→車両の登録地及び車両定員数を確認するため。
- ・「5 令和元年度の稼働実績日数を証する書面」
→令和2年度の計画及び実績と比較し、新型コロナウイルス感染症の影響等を把握するため。
- ・「6 会社定款の写し」
→当該補助金の対象事業者であることを確認するため。
- ・「7 直近の決算書の写し」
→補助金対象の事業を確実に執行することができる事業者かを確認するため。

Q23 「令和元年度の稼働実績日数を証する書面」として、法令で毎年運輸局に提出することとなっている「輸送実績報告書」で代えることは可能か。(年間の延実在・実働日車が記載されている)

A23 可能です。

Q24 当該補助制度について、県民にどのように周知を行う予定か。

A24 岩手県商工労働観光部で実施している新型コロナウイルス感染症対応の支援策について、広く周知するため、支援策一覧を岩手県公式ホームページで公開するほか、市町村や関係団体あてお知らせすることとしております。

Q25 当該補助制度は「Go To キャンペーン」との併用は可能か。

A25 観光バス運行支援事業費補助金については、「Go To キャンペーン」をはじめとする他の宿泊助成制度との併用は可能です。ただし、補助事業の中には、他の補助事業との併用を不可としている場合がありますので、詳しくは併用を考えている補助事業の事務局にご確認ください。

Q26 事業の実施にあたって、提出した運行計画を超過する場合、実績に基づいた事業完了報告及び補助金の請求を上げることは可能か。

A26 当該補助事業は、交付決定した補助金の範囲内で実施するものです。そのため、例えば補助金の交付決定額が100万円であれば、100万円を超過する補助金の請求はできません。なお、運行料金が減少したことにより、交付決定額の範囲内で運行計画以上の本数のバス運行を行うことは可能です。

【本来の運行計画】

運行本数	運行料金	補助金単価	補助金申請額	交付決定額
20回	100,000円	50,000円	1,000,000円	1,000,000円

【認められない事例】

運行本数	運行料金	補助金単価	補助金請求額
25回	100,000円	50,000円	1,250,000円

※交付決定額を超過しての補助金の請求はできません。補助対象とする事業（バスの運行）は交付決定額の範囲内で助成金申請者（バス事業者）が決定してください。

【認められる事例】

運行本数	運行料金	補助金単価	補助金請求額
25回	80,000円	40,000円	1,000,000円

※交付決定額の範囲内で、運行計画以上のバス運行を行うことは可能です。

Q27 補助金請求時の提出書類で「ツアーの詳細が分かる書面」は募集ツアー以外の一般団体の場合は行程表の提出でよろしいか。

A27 お見込のとおりです。

Q28 補助金請求時の提出書類で「運行した車両、日付、乗車人数が分かる書面（運行記録簿等）」は、運行記録簿様式に乗車人数の記載がない場合は運行指示書の提出でも可能か。

A28 「運行した車両、日付、乗車人数」の項目が網羅されている場合、運行指示書の提出でも可とします。

Q29 補助金請求時の提出書類で「ツアー作成者の負担額が分かる書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書、受領書等）」は、請求書のみの提出でも可能か。また旅行会社によっては請求書を発行しない場合もあるので、その場合はバス料金が分かるクーポン券の提出でも可能か。

A29 「運行料金のうちツアー作成者の負担額が分かる書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書、受領書等）」の提出の趣旨は、今回の補助金額相当額を依頼元（ツアー作成者等）に還元しているかを確認するためです。そのため、交付要綱で示している「参考様式（別表第2関係）」のほか、補助金相当額を依頼元に還元していることが分かるものであれば請求書や領収書の提出でよろしいです。また、バス料金が分かるクーポン券についても、補助金相当額を依頼元に還元していることが分かるものであれば可とします。

Q30 具体的に補助対象となる岩手県内の観光スポットはどのようなものか。

A30 県や市町村の観光パンフレット等に掲載されているなど、観光の目的として訪れる施設やアクティビティ、イベント（以下「施設等」）を対象としております。以下、お問い合わせがあった具体的事例について紹介します。

対象となる施設等	対象とならない施設等
観光パンフレット等に掲載されている施設等 (例) ・道の駅 ・温泉施設 ・県営広域公園（例：花巻、御所湖） ・登山及びハイキング（例：早池峰山、姫神山） ・わんこそば体験	観光パンフレット等に掲載されていない施設等 (例) ・産直施設 ・高速道路のサービスエリア ・児童公園 ・レストラン（チェーン店）

※ご不明な点はお問い合わせください。